

参 考

国民保護計画関係法令（抜粋）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（「国民保護法」）

（基本指針）

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
- 二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項
- 三 国民の保護のための措置に関し国が実施する第十条第一項各号に掲げる措置に関する事項
- 四 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項
- 五 第二号に掲げる国民の保護に関する計画及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 六 国民の保護のための措置の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

（都道府県の国民の保護に関する計画）

第三十四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 都道府県が実施する第十一条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 四 次条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画及び第三十六条第二項の

規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

五 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

六 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し都道府県知事が必要と認める事項

(市町村の国民の保護に関する計画)

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

(省略)

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令**(国民の保護に関する計画等の軽微な変更)**

第五条 法第三十三条第七項 ただし書、第三十四条第八項 ただし書、第三十五条第八項 ただし書及び第三十六条第七項 ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項 及び第二項若しくは同法第四条 の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更

二 指定行政機関（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第二条第四号 の指定行政機関をいう。以下同じ。）、指定地方行政機関（同条第五号 の指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（同条第六号 の指定公共機関をいう。以下同じ。）、指定地方公共機関（法第二条第二項 の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更

三 前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更